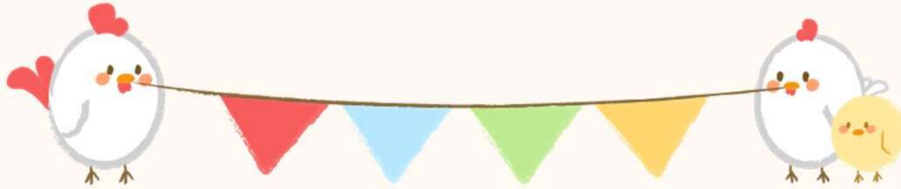




重症心身障害児等家族に対する レスパイト支援事業の手引き



令和8年3月30日

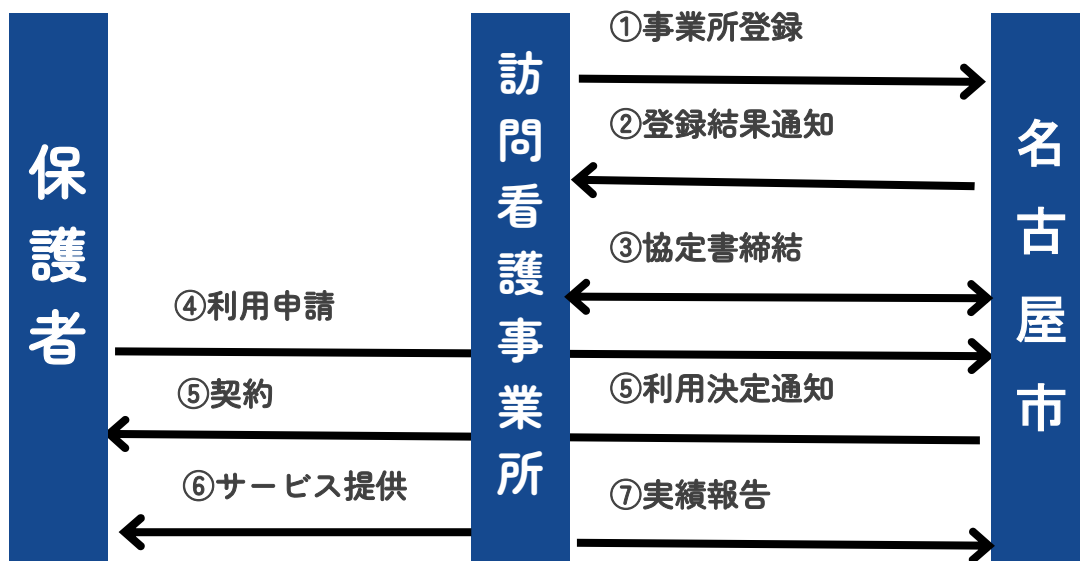
名古屋市子ども青少年局子ども福祉課

1 名古屋市重症心身障害児等家族に対するレスパイト支援事業について

1 サービスの内容

医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供し、在宅の医療的ケアが必要な子の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的としています。

2 事業の流れ



3 対象者

以下の要件をすべて満たすこと。

- ①名古屋市内に住所があること
- ②0歳から、18歳になる年度の3月末までのお子さん
- ③在宅で同居の保護者または介護者による介護を受けて生活していること
- ④医師の訪問看護指示書に基づき訪問看護による医療的ケアを受けていること

※障害者手帳や、愛護手帳の要件等はありません

※「医療的ケア」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア支援法）において、「人工呼吸器による管理、喀痰吸引その他の医療行為」に該当するものをいいます

※対象者の要件などについて、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

1 名古屋市重症心身障害児等家族に対するレスパイト支援事業について

4 サービスの内容

訪問看護事業所が、医療保険の適用を超える範囲の自宅利用や、医療保険の適用外となる外出先で、医療的ケアが必要な子等に訪問して訪問看護のサービスの提供を行います。

【サービス提供例】

- ・ お買い物のための利用
- ・ 遊園地や、図書館などへ外出時の付き添い
- ・ 病院受診時の付き添い

【注意点】

- ・ 保護者等のご家族の付き添いがない場合もサービスの利用の対象となりますが、利用の方法等については訪問看護事業所と事前に必ずご相談ください。
- ・ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用時間を超える利用に限りません。
- ・ 他の類似のサービスがある場合はそちらを優先して利用ください。
- ・ 障害児通所支援事業所等における利用はできません

5 利用可能時間

- 医療的ケアが必要な子一人につき年度内で48時間

【注意点】

- ・ サービスの提供時間の算定は1時間単位です（月単位で30分未満切捨て、30分以上切上げします）
- ・ 1年度当たり48時間を上限とし、年度途中であっても月割り・日割りはありません。

6 サービス費用

利用者の自己負担金はありません。

訪問看護事業所には、サービス提供の費用として1時間あたり10,000円をお支払いいただきます

【注意点】

- ・ サービス費用のほかに発生する実費（交通費やチケット代等）や、当日のキャンセル料等については、名古屋市では負担いたしません

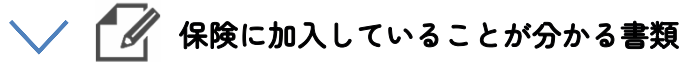
2 事業所登録について

1 事業者登録の流れ

STEP
01



訪問看護事業者は、登録を希望する訪問看護事業所を原則、電子申請フォームにて申請を行ってください。ただし、インターネット環境がない場合等については、郵送でも申請は可能です。



保険に加入していることが分かる書類

STEP
02



事業者の要件を確認し、登録通知とともに、訪問看護事業者に本事業の協定書類を2部送付します。

(ご申請いただいた登録事業所の所在地、名称等を市公式ウェブサイトで公表します)

(原則2週間程度の期間を要します)

STEP
03



名古屋市から送付された協定書類の内容を確認のうえ、協定書に必要事項の記入及び押印を行い名古屋市へ返送してください。

※名古屋市に口座登録がない場合については、口座の登録の手続きを行ってください。

STEP
04



登録事業所から送付された協定書2部に必要事項を記入及び押印を行い、うち1部を事業者へ返送します。

※申請は電子申請システムを原則とし、システムの利用は難しい場合は郵送での申請も可能です。
※申請内容に変更がある場合も同様の手続きが必要です。

2 申請方法

以下のハイパーリンク、または、QRコードより、電子申請システムにアクセスしてください。

【重症心身障害児等レスパイト支援事業所登録フォーム】
<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/respite>



2 事業所登録について

3 事業者の要件

健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者
賠償責任保険への加入等、事業者の責による損害を保証する体制がある

4 事業者登録時の必要書類

保険に加入していることが分かる書類

5 口座振替の登録（名古屋市への口座登録がない場合のみ）

名古屋市へのサービス費用の請求時には事前に名古屋市への口座登録が必要なため、以下のサイトに従って登録をお願いします。

【URL】

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-10-2-0-0-0-0-0-0.html>

6 協定書の締結

協定書関係書類を各事業者へ送付しますので、到着したら、協定書の内容を確認して、押印後、協定書を2部送付してください。

【注意点】

- ・登録事業所の追加等の変更があった場合はその都度、協定書の変更が必要であるため、ご注意ください。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市長

印

乙 所在地
法人名
役職名 氏名

印

受託者の捺印をお願いします

【協定書抜粋】

2 事業所登録について

7 電子申請フォームの入力

サービスの提供を行う各事業所の登録を2「申請方法」を参照し、電子申請システムにアクセスして、事業者の登録をお願いします。

① アカウント登録

事業所のメールアドレス等を用いて、アカウントを作成していただき、申請画面まで進んでください。
(Googleアカウント等でもアカウントは作成可能です。後述の利用登録及び実績報告でも利用します。)

② 法人情報の入力

下記の項目を画面に従って入力してください。

【入力項目】

法人名、法人名(カナ)、郵便番号、住所、代表者職、代表者名、電話番号、メールアドレス、担当者名

③ 登録事業所の入力

下記の項目を画面に従って入力してください。複数の事業所を運営している事業所は1回で5事業所まで登録することが可能です。5事業所以上を登録する場合は、子ども福祉課までお問合せください。

【入力項目】

申請の区分

登録事業所の情報(事業者の名称、事業者名称(カナ)、電話番号、郵便番号、住所、メールアドレス、)

事業者の要件

※事前に保険の加入状況が分かる資料をご用意ください。

④ 申請完了

登録していただいたメールアドレス宛に申請完了のメールが届くのでご確認ください。

※①、④については後述の利用登録、実績報告等も同様です

法人の情報

法人名 必須

法人名(カナ) 必須

郵便番号 必須

①「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所 必須

①自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

代表者職名 必須

代表者名 必須

電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を、ハイフン(-)なしの半角数字で入力してください

メールアドレス 必須

担当者名 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください

②【法人情報入力画面】

登録事業所の情報のコピー

申請の区分 必須

新規申請

変更申請

登録事業所の情報 必須 最大5件まで入力可能

1件目 登録事業所の情報

事業所の名称 必須

事業所の名称(カナ) 必須

電話番号 必須

郵便番号 必須

住所 必須

メールアドレス 必須

 あと4件まで追加できます

事業者の要件 必須

以下の事業者の要件を確認のうえ、チェックをお願いします。

健康保険法第88条第1項で規定する指定訪問看護事業者であること

賠償責任保険への加入等により、適切に保証を行う体制をとっていること

③【事業所情報入力画面】

3 利用者登録について

1 利用登録の流れ

STEP
01



利用者は、現在利用している訪問看護事業所に本事業のサービスを利用したい旨をご相談ください。重症心身障害児等レスパイト支援事業利用登録申請書を記入し、訪問看護事業所へお渡しください。

STEP
02



利用者から本事業の利用の希望があった場合、訪問看護事業所は、利用者の要件を確認し、また、本事業を利用する旨を利用者の主治医に確認のうえ、電子申請システムにて申請を行ってください。



利用登録申請書、訪問看護指示書の写し

STEP
03



利用対象者の要件を確認し、利用登録の可否の決定を行い、登録事業所へ重症心身障害児等レスパイト支援事業利用決定通知書を送付します。
(原則2週間程度の期間を要します)

STEP
04



名古屋市から送付された「決定通知書」を医療的ケアが必要なお子様のご家族へお渡し、利用契約を締結する

STEP
05



訪問看護事業所から利用決定通知書を渡された利用者は、訪問看護事業所と利用契約を締結後、利用日時、利用場所等の調整を行ってください。

※申請は電子申請システムを原則とし、システムの利用は難しい場合は郵送での申請も可能です
※申請内容に変更がある場合も同様の手続きが必要です。

2 申請方法

以下のURLまたは、QRコードより、電子申請システムにアクセスして、申請をお願いします。

【重症心身障害児等レスパイト支援事業利用登録申請フォーム】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/respite-user>



3 利用者登録について

3 提出書類

○訪問看護指示書の写し

医療的ケアを必要としていることを確認するため、直近の訪問看護指示書の写しを提出してください。

○訪問看護事業所との契約書の写しまたは、利用していることが分かる書類

・現に訪問看護のサービスを利用していることを確認するため、訪問看護事業所を利用していることが分かる書類を提出してください。

・「利用していることが分かる書類」は、訪問看護報告書や、訪問看護を利用した際の費用の請求書、領収書等です。

・提出書類は、利用者名と訪問看護事業者名が記載されているページのみをご提出ください。

4 登録事業所と利用者の利用契約

○利用決定通知書を受領後、訪問看護事業者と利用者間で本事業に基づく利用を両者間で合意したことを示すため、利用契約書の締結をお願いします。

○本事業の利用契約は、「モデル契約書」をウェブサイトに掲載しておりますので、そちらを訪問看護事業者と利用者の間で協議のうえ、適宜修正しご利用ください。

5 サービス提供・利用時の注意点

○サービス利用時に利用場所、利用日時等の利用の条件を事前に確認を行ってください。

○サービスの提供・利用終了後に実績簿に利用時間を確認のうえ、利用者は、署名を行ってください。

○利用者が、複数事業所を利用する場合は事業所間で相互に連絡を取り合って、時間が超過することがないようにしてください。

○業務上知り得た医療的ケア児、利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分に留意してください。

○手続き完了後に利用開始となります。利用希望者と調整の上、利用開始前に余裕を持った手続きをお願いします。

3 利用者登録について

6 電子申請フォームの入力方法

利用者の利用申請に基づき、対象者の要件を確認し、利用者の利用登録を2「申請方法」を参照して、電子申請システムにより利用者の登録をお願いします。複数の事業所を利用している場合についてもそれぞれの登録が必要です。

○申請項目

【入力項目】

申請区分（新規or変更）、登録事業所の名称、担当者名、担当者連絡先、メールアドレス。利用登録申請書、訪問看護指示書の写し、契約書の写し等

申請区分 必須

新規申請

変更申請

登録事業所の名称 必須

担当者名 必須

担当者連絡先 必須

メールアドレス 必須

必須

利用登録申請書 必須
本事業の利用を希望する重症心身障害児等の家族から受け取ったものを添付してください。
ファイルを選択…

訪問看護指示書の写し 必須
訪問看護指示書の写しを添付してください。
本事業の利用にあたって、医師の権認を行ってください。
ファイルを選択…

訪問看護事業所との契約書の写しまたは利用していることが分かる書類 必須
訪問看護を利用していることを確認するため、契約書の写しまたは利用していることが分かる書類を添付してください。
「利用していることが分かる書類」は、訪問看護報告書や、訪問看護を利用した際の費用の請求書、領収書等です。
ファイルを選択…

「ファイルを選択」をクリックし、利用者から受け取った利用登録申請書をアップロードしてください。

「ファイルを選択」をクリックし、利用者の訪問看護指示書の写しをアップロードしてください。

【ファイルを選択】をクリックし、契約書の写し、利用者の利用していることが分かる書類をアップロードしてください。

【利用登録申請画面】

4 実績報告及び費用の請求について

1 実績報告及び費用の請求の流れ

STEP
01



「名古屋市重症心身障害児等レスパイト支援事業実績記録票」（以下、実績記録票という）に基づきサービスの提供状況を管理する。



利用提供月の翌月

STEP
02



サービスを提供した月の翌月15日までに実績記録票（及び内訳書）及び請求書を名古屋市に電子申請フォームにて提出してください。



請求書及び実績報告書

STEP
03



登録事業所から提出された請求関係書類を審査し、翌月末に費用を支払います。報告内容に不備があれば、報告書及び請求書の補正を依頼します。

※申請は電子申請システムを原則とし、システムの利用は難しい場合は郵送での申請も可能です。

2 申請方法

以下のURLまたは、QRコードより、電子申請システムにアクセスして、申請をお願いします。

【重症心身障害児等レスパイト支援事業実績報告フォーム】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/respite-report>



4 実績報告及び費用の請求について

3 提出書類

○名古屋市重症心身障害児等レスパイト支援事業実績記録票及び内訳書

- ・サービスを提供したことを報告する書類です。利用者ごとにサービスを提供した実績を記載してください。
- ・サービスを提供した実績がない利用者は提出不要です。
- ・サービス算定時間が年間48時間を超えた場合、超えた時間の費用の請求はできません。
- ・複数の事業所を請求する場合は合わせて内訳書を提出してください。

○請求書

- ・事業者ごとに各事業所の実績報告を取りまとめサービスを提供した月の翌月に名古屋市へ請求書を提出してください。
- ・ウェブサイトに参加様式を掲載していますので、原則名古屋市の様式をご利用ください。
- ・事業所単位でも請求をすることは可能ですが、委任状の提出等が必要なため、事前に名古屋市にご相談ください。
- ・請求書の日付欄は空欄でお願いします

名古屋市重症心身障害児等レスパイト支援事業 請求書

空欄でお願いします

年 月 日

4 実績記録票等の記入方法

利用者ごとに実績記録票を作成してください。サービス提供終了後、保護者へ提供時間を確認してもらい、署名を依頼してください。

複数の児童を受け入れている場合は、児童ごとの算定時間の内訳を記入した内訳書を合わせて名古屋市へ提供してください。

【記入例】

名古屋市重症心身障害児等レスパイト支援事業実績記録票

30分未満は切捨て、30分以上は切上げてください

事業所名	訪問看護ステーション〇〇						
利用登録申請者氏名	名古屋 次郎		サービス提供年月	令和7	年	10	月分
児童の氏名	鶴舞 太郎		児童の生年月日	令和 5	年	6	月 15 日
当月の合計算定時間	3 時間		当年度の累計利用時間	6 /		48 時間	

日付	曜日	サービス提供			保護者確認・署名	備考
		開始時刻	終了時刻	算定時間		
7	水	10 : 35	11 : 45	1 : 10		
15	木	13 : 00	14 : 30	1 : 30		

算定時間を合計した時間を記入してください

合計 2:40 時間

4 実績報告及び費用の請求について

5 電子申請フォームの入力方法

サービスを提供した月の翌月の15日までに、2「申請方法」を参照し、電子申請システムより、名古屋市へ実績報告書（内訳書）及び請求書の提出をしてください。

【入力項目】

法人名、事業所名、担当者名、連絡先、メールアドレス、実績報告書（ファイル）、実績内訳書、請求書（ファイル）

申請内容

法人名 必須

報告を行う事業所 必須 最大5件まで入力可能

1件目 報告を行う事業所

事業所の名称 必須

+ もう1件追加する

あと4件まで追加できます

担当者名 必須

担当者連絡先 必須

メールアドレス 必須

実績報告書 必須

本事業の利用を希望する重症心身障害児等の家族から受け取ったものを添付してください。

↑ ファイルを選択…

実績記録の内訳書 任意

複数児童へのサービスを提供している場合は実績内訳書の提出をお願いします

↑ ファイルを選択…

請求書 必須

サービス提供月ごとの請求書を提出してください。

↑ ファイルを選択…

複数の事業所の請求を行う場合「もう1件追加する」を入力してください

「ファイルを選択」をクリックして、実績報告書を提出してください。

複数児童へのサービスを提供している場合は、「ファイルを選択」をクリックし、実績内訳書を提出してください。

【ファイルを選択」をクリックし、サービス提供月ごとの請求書を提出してください。

【実績報告画面】